

## 別紙 7

(協定第 11 条関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項)

# 料金の額及びその徴収期間

# 1. 料金の額

## (1) 料金の額

本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(1)から(23)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

### イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

#### (イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間は、高速国道のうち、口の均一制を適用する区間以外の区間とする。

#### (ロ) 料金の額

##### イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

車種	区間		
	普通区間	大都市近郊区間	関門特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	51.2
普通車	24.6	29.52	64.0
中型車	29.52	35.424	76.8
大型車	40.59	48.708	105.6
特大車	67.65	81.18	176.0

B 普通区間のうち、近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから吉備インターチェンジまでの区間及び沖縄自動車道許田インターチェンジから石川インターチェンジまでの区間の利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

車種	区間	
	近畿自動車道 松原那智勝浦線 海南インターチェンジから 吉備インターチェンジまで	沖縄自動車道 許田インターチェンジから 石川インターチェンジまで
軽自動車等	31.488	16.784
普通車	39.36	20.98
中型車	47.232	25.176
大型車	64.944	34.617
特大車	108.24	57.695

C 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。)

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関門特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。)

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。)

(注4) 上表において「関門特別区間」とあるのは、関門自動車道の下関インターチェンジから門司港インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。)

#### ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

## (ハ) 適用方法

### イ) キロ程

A インターチェンジ相互区間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、平成18年4月1日において供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から

適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道1号及び478号(京滋バイパス)(以下「京滋バイパス」という。)、一般国道1号(第二京阪道路)(以下「第二京阪道路」という。)、一般国道2号(広島岩国道路)(以下「広島岩国道路」という。)、一般国道10号(椎田道路)(以下「椎田道路」という。)、一般国道10号(宇佐別府道路)(以下「宇佐別府道路」という。)、一般国道10号(隼人道路)(以下「隼人道路」という。)、一般国道11号(高松東道路)(以下「高松東道路」という。)、一般国道42号(湯浅御坊道路)(以下「湯浅御坊道路」という。))又は本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとす。

C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を加算したものとす。

ロ) インターチェンジ相互区間の料金の計算額

インターチェンジ相互区間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互区間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとす。

インターチェンジ相互区間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$L R + L 'n R 'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L + L 'n})(L R + L 'n R 'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L + L 'n})(L R + L 'n R 'n) + 150$

(注1) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとす。

L : イ(ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'n : 大都市近郊区間(n1)、関門特別区間(n2)又はイ(ロ)イ)Bに定める区間(n3)のキロ程(単位：キロメートル)

R : イ(ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'n : 大都市近郊区間(n1)、関門特別区間(n2)又はイ(ロ)イ)Bに定める区間(n3)の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

ハ) 消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「消費税及び地方消費税」という。)の転嫁並びに料金の単位

ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額に1.05を乗じ、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

二) 料金変更における激変緩和措置

A 平成7年4月9日以前に、別添4の(A)に掲げる額であった料金について、ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額に1.03を乗じ、24捨25入により50円単位の端数処理を行った額(以下「調整額」という。)が(B)に掲げる料金の額以上となる場合には、イ)からハ)の規定にかかわらず(C)の額を適用するものとす。

B 調整額が500円以下で、かつ、上記算出方法によって得た料金の額が調整額を超える場合には、上記算出による額を調整額に据置くものとす。

ホ) インターチェンジ相互間の料金の額に係る調整

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、丙インターチェンジが存する場合において、ロ)から二)に定める方法により算出された甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額が、同様に算出された甲インターチェンジと丙インターチェンジ相互間の料金の額と、丙インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額との合

算額を超えるときは、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額は、その合算額とする。

へ) 複数経路の場合の料金算定の特例

A インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合にはイ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)及びハ)に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比を算出するに当たっては、インターチェンジ相互間に京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、椎田道路、宇佐別府道路、隼人道路、高松東道路又は本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路が介在する場合には、イ)により算出されたキロ程に次表に掲げる距離を加算して行うものとし、各経路毎の料金の額を算出するに当たっては、ロ)からホ)に定める方法により算出した額と、京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、椎田道路、宇佐別府道路、隼人道路又は高松東道路のうち、介在する区間の料金を加算して行うものとする。

上記にかかわらず、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間で、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路一般国道28号及び同一般国道30号を連続して走行する場合(以下「連続走行」という。)における料金の額は、連続走行前におけるインターチェンジ相互間及び連続走行後におけるインターチェンジ相互間について、ロ)からホ)に定める方法によりそれぞれ算出した額の合算額とする。

道路名	区間	距離
京滋バイパス	瀬田東インターチェンジ から 久御山ジャンクションまで	20.8 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
	久御山ジャンクションから 久御山淀インターチェンジ まで	3.1 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
第二京阪道路	久御山ジャンクションから 八幡ジャンクションまで	7.1 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
広島岩国道路	廿日市ジャンクションから 大竹西ジャンクションまで	13.7 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
椎田道路	豊津インターチェンジ から 椎田南インターチェンジ まで	8.9 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
宇佐別府道路	宇佐インターチェンジ から 速見インターチェンジ まで	22.4 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
隼人道路	加治木インターチェンジ から 隼人東インターチェンジ まで	6.1 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
高松東道路	津田東インターチェンジ から 終点(香川県木田郡三木町)まで	15.6 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
本州四国連絡高速道路の管理する道路 一般国道28号	神戸西インターチェンジ から 鳴門インターチェンジ まで	89.0 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
本州四国連絡高速道路の管理する道路 一般国道30号	早島インターチェンジ から 坂出インターチェンジ まで	37.3 ｷﾛﾒｰﾄﾙ

B 山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジを通り、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路一般国道30号早島インターチェンジから坂出インターチェンジ又は坂出北インターチェンジまでの区間を連続して通行する場合の山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間の高速国道の料金の額は、ロ)からホ)及びAに定める方法により算出した四国横断自動車道阿南中村線善通寺インターチェンジまでの区間の料金の額を上限とする。

ただし、四国縦貫自動車道、四国横断自動車道阿南中村線及び四国横断自動車道内海大洲線の各インターチェンジから山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間の場合を除く。

ト) 周回走行の場合の料金算定の特例

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額はイ) Cのキロ程に基づきロ)及びハ)

に定める方法により算出された額に周回走行回数に乗じたものとする。

チ) 料金調整

A 通行止めに伴う料金調整

対距離制を適用する区間において、最初に高速国道に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる高速国道への再流入インターチェンジをCインターチェンジ、高速国道に再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、高速国道を順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。

(A) 対距離制を適用する区間の総延長が100km以下の区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円を控除した額に料金調整する。

(B) 対距離制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額は、次の算式により算出する額に料金調整する。ただし、次の(C)に該当する場合は除く。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(C) 対距離制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間で、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ(以下「D'インターチェンジ」という。)にて流出を行う場合

全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

(注1) 上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB: AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)及びチ)により算出した料金の額

AD: AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)及びチ)により算出した料金の額

BD: BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)及びチ)により算出した料金の額

CD: CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)及びチ)により算出した料金の額

AD': AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)及びチ)により算出した料金の額

BD': BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)及びチ)により算出した料金の額

CD': CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)によ

り算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、へ)、ト)及びチ)により算出した料金の額

(注2)(B)の場合において、 $BD < CD$ となる場合については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

**B 集中工事等に伴う料金調整**

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、本協定第9条に定める貸付料(以下「貸付料」という。)の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

**C 一般国道9号(江津道路)(以下「江津道路」という。)を併せて利用する場合の料金調整**

中国横断自動車道広島浜田線の浜田ジャンクションから浜田インターチェンジまでの区間と江津道路の浜田ジャンクションから江津西インターチェンジ又は江津インターチェンジまでの区間を併せて通行する自動車の料金の額は浜田ジャンクションから浜田インターチェンジまでの区間を通行する自動車の料金の額から次表に掲げる額を差引いた額とする。

軽自動車等	150円
普通車	150円
中型車	150円
大型車	100円
特大車	100円

**ロ 均一制を適用する区間の料金の額**

均一制を適用する区間及び1回の通行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

路線名	料金の徴収区間	料金の額(単位:円)				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
近畿自動車道 天理吹田線	天理インターチェンジから 香芝インターチェンジまで	300	400	400	550	900
	香芝インターチェンジから 松原インターチェンジ又は 長原インターチェンジまで	300	400	400	550	900
	松原インターチェンジから 吹田インターチェンジまで	400	500	500	750	1,150
近畿自動車道 松原那智勝浦線	長原インターチェンジから 岸和田和泉インターチェンジまで	400	500	500	750	1,150

(注)上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

京滋バイパスにおける各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係るの料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

**イ 軽自動車等**

								瀬田東
							石山	
						南郷	150	250
					笠取			
				宇治東	150		350	450
			宇治西		200		450	500
			巨椋	100			500	600
		久御山 ジャンクション		150			350	550
	久御山							
久御山淀	100	100		200			400	650
								700

**ロ 普通車**

		瀬田東
	石山	

							南 郷	2 0 0	3 0 0
						笠 取			
				宇治東	2 0 0			4 5 0	5 5 0
			宇治西		3 0 0			5 5 0	6 5 0
		巨 椋	1 0 0		3 5 0			6 0 0	7 0 0
	久御山 ジャカマ		1 5 0		4 0 0			6 5 0	8 0 0
	久御山								
久御山淀	1 0 0	1 0 0		2 5 0		5 5 0		8 0 0	9 0 0

## 八 中型車

									瀬田東
							石 山	2 0 0	3 5 0
						南 郷			
					笠 取				
				宇治東	2 5 0			5 5 0	6 5 0
			宇治西		3 5 0			6 5 0	8 0 0
		巨 椋	1 0 0		4 0 0			7 5 0	8 5 0
	久御山 ジャカマ		1 5 0		5 0 0			8 0 0	9 5 0
	久御山								
久御山淀	1 0 0	1 5 0		3 0 0		6 5 0		9 5 0	1,100

## 二 大型車

									瀬田東
							石 山	3 0 0	5 0 0
						南 郷			
					笠 取				
				宇治東	3 0 0			7 5 0	9 5 0
			宇治西		4 5 0			9 0 0	1,050
		巨 椋	1 5 0		6 0 0			1,000	1,200
	久御山 ジャカマ		2 5 0		7 0 0			1,100	1,300
	久御山								
久御山淀	1 5 0	2 0 0		4 5 0		9 0 0		1,300	1,500

## ホ 特大車

									瀬田東
							石 山	5 0 0	8 0 0
						南 郷			
					笠 取				
				宇治東	5 5 0			1,250	1,550
			宇治西		7 5 0			1,450	1,800
		巨 椋	2 0 0		9 5 0			1,650	2,000
	久御山 ジャカマ		4 0 0		1,150			1,850	2,150
	久御山								
久御山淀	2 5 0	3 0 0		7 0 0		1,450		2,150	2,500

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

第二京阪道路における各区間及び各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

### A 区間

#### イ 軽自動車等

				起点
			巨椋池	-
		久御山	1 5 0	2 0 0
		久御山南	-	-
八幡東	1 5 0	2 0 0	2 0 0	2 5 0

京田辺松井	-	200	250	300	350
-------	---	-----	-----	-----	-----

□ 普通車

				巨椋池	起点
					-
			久御山	150	200
		久御山南	-	-	-
	八幡東	150	200	250	300
京田辺松井	-	250	300	350	400

八 中型車

				巨椋池	起点
					-
			久御山	150	200
		久御山南	-	-	-
	八幡東	150	250	300	350
京田辺松井	-	300	400	450	500

二 大型車

				巨椋池	起点
					-
			久御山	150	250
		久御山南	-	-	-
	八幡東	150	300	400	500
京田辺松井	-	350	550	600	700

ホ 特大車

				巨椋池	起点
					-
			久御山	200	350
		久御山南	-	-	-
	八幡東	200	500	650	800
京田辺松井	-	600	900	1000	1150

B 区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
350	450	500	700	1200

C 区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
350	450	550	750	1250

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) A区間とは、京都市伏見区向島大黒(起点)から京田辺市松井までの区間をいい、起点と各インターチェンジ相互間の料金の額については、起点の供用開始の日から適用する。

B区間とは、京田辺市松井から交野市星田北までの区間をいい、B区間の自動車の車種毎の通行1回当たりの料金の額については、全線供用開始の日の前日までの間、軽自動車等200円、普通車200円、中型車250円、大型車300円、特大車400円とする。

C区間とは、交野市星田北から門真市大字葎島までの区間をいい、当該区間の料金の額については供用開始の日から適用する。



一般国道2号(第二神明道路)における各区間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

区間名	普通車	大型車	特大車
東側区間	200	300	700
西側区間	100	150	360

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

(注3) 上表の東側区間とは、神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間を、西側区間とは、神戸市西区伊川谷町別府から明石市魚住町清水に至るまでの区間をいう。

広島岩国道路における各インターチェンジ等相互間の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 普通車

				廿日市
			廿日市ジャンクション	100
		大野	350	350
	大竹	350	700	700
大竹西	50	400	750	750

ロ 大型車

				廿日市
			廿日市ジャンクション	150
		大野	500	500
	大竹	500	1,000	1,000
大竹西	100	600	1,100	1,100

ハ 特大車

				廿日市
			廿日市ジャンクション	350
		大野	1,200	1,200
	大竹	1,200	2,400	2,400
大竹西	200	1,400	2,600	2,600

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		日奈久
	八代南	150
八代ジャンクション	200	300

ロ 普通車

		日奈久
	八代南	200
八代ジャンクション	200	400

ハ 中型車

		日奈久
	八代南	250
八代ジャンクション	250	500

二 大型車

		日奈久
	八代南	300
八代ジャンクション	350	650

ホ 特大車

		日奈久
	八代南	500
八代ジャンクション	600	1,100

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

				鹿児島西
			松元	150
		伊集院	100	250
	美山	250	350	500
市来	-	250	350	500

ロ 普通車

				鹿児島西
			松元	150
		伊集院	150	300
	美山	300	450	600
市来	-	300	450	600

ハ 中型車

				鹿児島西
			松元	200
		伊集院	150	350
	美山	400	550	750
市来	-	400	550	750

ニ 大型車

				鹿児島西
			松元	250
		伊集院	250	500
	美山	500	750	1,000
市来	-	500	750	1,000

ホ 特大車

				鹿児島西
			松元	450
		伊集院	400	850
	美山	850	1,250	1,700
市来	-	850	1,250	1,700

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 美山インターチェンジとは、鹿児島県日置市東市来町美山に設置されるインターチェンジをいい、美山インターチェンジと各インターチェンジの料金の額については供用開始の日から適用する。

一般国道9号(安来道路)(以下「安来道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		米子西
	安来	200
東出雲	350	500

ロ 普通車

		米子西
	安来	200
東出雲	450	650

ハ 中型車

		米子西
	安来	300
東出雲	500	800

ニ 大型車

		米子西
	安来	350
東出雲	700	1,050

ホ 特大車

		米子西
	安来	600
東出雲	1,200	1,800

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

江津道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			浜田ジャンクション
		浜田東	100
	江津西	150	250
江津	150	300	400

ロ 普通車

			浜田ジャンクション
		浜田東	100
	江津西	200	300
江津	200	400	500

ハ 中型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	150
	江津西	250	400

江 津	2 0 0	4 5 0	6 0 0
-----	-------	-------	-------

二 大型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	2 0 0
	江津西	3 5 0	5 5 0
江 津	3 0 0	6 5 0	8 5 0

ホ 特大車

			浜田ジャンクション
		浜田東	3 5 0
	江津西	5 5 0	9 0 0
江 津	5 0 0	1, 0 5 0	1, 4 0 0

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

椎田道路における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	普通車	大型車	特大車
料金の額	4 0 0	6 0 0	1, 4 0 0

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

(注3) 高速国道東九州自動車道と接続された後の通行1回当たりの料金の額(単位:円)は、次のとおりとする。

イ 普通車

			椎田南
		椎田	1 0 0
	築城	2 0 0	3 0 0
豊津	1 0 0	3 0 0	4 0 0

ロ 大型車

			椎田南
		椎田	1 5 0
	築城	3 0 0	4 5 0
豊津	1 5 0	4 5 0	6 0 0

ハ 特大車

			椎田南
		椎田	3 5 0
	築城	7 0 0	1, 0 5 0
豊津	3 5 0	1, 0 5 0	1, 4 0 0

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

宇佐別府道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

				速 見
			大分農業文化公園	1 5 0
		安 心 院	1 5 0	3 0 0
	院 内	1 5 0	3 0 0	4 5 0
宇 佐		2 5 0	4 0 0	5 5 0

ロ 普通車

			大分農業文化公園	速見
		安心院	200	200
	院内	150	350	400
宇佐		300	500	550
				700

ハ 中型車

			大分農業文化公園	速見
		安心院	250	250
	院内	200	450	500
宇佐		350	600	650
				850

ニ 大型車

			大分農業文化公園	速見
		安心院	350	350
	院内	250	600	650
宇佐		500	850	900
				1,150

ホ 特大車

			大分農業文化公園	速見
		安心院	550	550
	院内	450	1,000	1,100
宇佐		850	1,400	1,550
				1,950

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道10号(日出バイパス)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金の額	250	300	350	500	850

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道10号(延岡南道路)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	普通車	大型車	特大車
料金の額	250	400	900

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

隼人道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		隼人東
	隼人西	100
加治木	100	200

ロ 普通車

		隼人東
	隼人西	150
加治木	150	250

ハ 中型車

		隼人東
	隼人西	150
加治木	150	250

ニ 大型車

		隼人東
	隼人西	200
加治木	200	400

ホ 特大車

		隼人東
	隼人西	350
加治木	350	700

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

高松東道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			さぬき三木	終 点
		志 度	150	200
	津田寒川	100	250	300
津田東	150	250	400	450

ロ 普通車

			さぬき三木	終 点
		志 度	150	250
	津田寒川	150	300	350
津田東	200	300	450	550

ハ 中型車

			さぬき三木	終 点
		志 度	200	300
	津田寒川	150	350	450
津田東	200	350	550	650

ニ 大型車

			さぬき三木	終 点
		志 度	250	400
	津田寒川	200	450	600
津田東	300	500	750	900

ホ 特大車

				終 点
			さぬき三木	
		志 度	4 5 0	7 0 0
	津田寒川	3 5 0	8 0 0	1, 0 0 0
津田東	5 0 0	8 5 0	1, 3 0 0	1, 5 0 0

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 終点とは香川県木田郡三木町池戸をいう。

一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))(以下「京奈道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

						木 津
					山田川	100
				精華学研	100	200
			精華下狛	150	150	250
		田辺西	150	300	300	400
	田辺北	150	300	450	450	550
城 陽	100	150	300	450	450	550

ロ 普通車

						木 津
					山田川	100
				精華学研	100	200
			精華下狛	200	200	300
		田辺西	200	400	400	500
	田辺北	200	400	600	600	700
城 陽	100	200	400	600	600	700

ハ 中型車

						木 津
					山田川	100
				精華学研	100	200
			精華下狛	200	200	300
		田辺西	200	400	400	500
	田辺北	200	400	600	600	700
城 陽	100	200	400	600	600	700

ニ 大型車

						木 津
					山田川	150
				精華学研	150	300
			精華下狛	300	300	450
		田辺西	300	600	600	750
	田辺北	300	600	900	900	1050
城 陽	150	300	600	900	900	1050

ホ 特大車

						木 津
					山田川	300

				精華学研	300	600
			精華下狛	550	550	850
		田辺西	550	1100	1100	1400
	田辺北	550	1100	1650	1650	1950
城陽	300	550	1100	1650	1650	1950

城陽～田辺北

原動機付自転車
軽車両
自転車
10

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特大車」、「原動付自転車」、「軽車両」及び「自転車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

一般国道34号(長崎バイパス)(以下「長崎バイパス」という。)における各区間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種		軽自動車等	普通車	大型車	特大車
区間					
	全線	250	410	620	1,450
一部線	A区間	150	260	410	940
	B区間	100	150	210	510

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-4の自動車の車種区分をいう。

(注3) A区間とは、長崎県諫早市多良見町市布(起点)から長崎市川平町(川平インターチェンジ)までを、B区間とは、長崎市川平町(川平インターチェンジ)から長崎市西山町4丁目(終点)までをいう。

湯浅御坊道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

					吉備
				吉備南	
			湯浅	50	100
		広川		150	150
		広川南	150	250	300
	川辺		250	350	400
御坊			350	500	500

ロ 普通車

				吉備
			吉備南	
		湯浅	100	150
	広川		150	200



		広川南	150		300	350
	川 辺		300		450	500
御 坊			450		600	650

八 中型車

					吉 備	
					吉備南	
				湯 浅	100	150
			広 川		200	250
		広川南	200		400	450
	川 辺		350		550	600
御 坊			550		750	800

二 大型車

					吉 備	
					吉備南	
				湯 浅	150	200
			広 川		300	350
		広川南	250		550	600
	川 辺		450		750	800
御 坊			700		1,000	1,050

ホ 特大車

					吉 備	
					吉備南	
				湯 浅	250	350
			広 川		500	600
		広川南	400		900	1,000
	川 辺		800		1,250	1,350
御 坊			1,200		1,700	1,800

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道196号(今治小松道路)における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			終 点
		いよ小松北	
	東予丹原	100	100
今治湯ノ浦	200	300	300

ロ 普通車

			終 点
		いよ小松北	
	東予丹原	100	100
今治湯ノ浦	300	350	400

ハ 中型車

			終 点
		いよ小松北	
	東予丹原	100	150
今治湯ノ浦	350	450	500

## 二 大型車

			終 点
		いよ小松北	
	東予丹原	150	200
今治湯ノ浦	450	600	650

## ホ 特大車

			終 点
		いよ小松北	
	東予丹原	250	350
今治湯ノ浦	750	1,000	1,100

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 終点とは愛媛県西条市小松町妙口をいう。

一般国道478号(京都縦貫自動車道)における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

### イ 軽自動車等

										丹波		
										園部	200	
									八木西	-	-	
								八木中	200	400	400	
							八木東	-	-	-	-	
						千代川	200	-	200	400	400	
				大井	150	350	-	350	550	550		
			亀岡	150	150	350	-	350	550	550		
		篠	200	200	200	400	-	400	600	600		
		沓掛	200	400	400	400	600	-	600	800	800	
	春日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	長岡京	200	-	450	650	650	650	850	-	850	1050	1050
大山崎	100	250	-	500	700	700	700	900	-	900	1100	1100

### ロ 普通車

										丹波		
										園部	250	
									八木西	-	-	
								八木中	250	500	500	
							八木東	-	-	-	-	
						千代川	250	-	250	500	500	
				大井	200	450	-	450	700	700		
			亀岡	200	200	450	-	450	700	700		
		篠	250	250	250	500	-	500	750	750		
		沓掛	250	500	500	500	750	-	750	1000	1000	
	春日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	長岡京	250	-	550	800	800	800	1050	-	1050	1300	1300
大山崎	100	300	-	600	850	850	850	1100	-	1100	1350	1350

### ハ 中型車

			丹波
		園部	300
		八木西	-
	八木中	300	600

								八木東	-	-	-	-
							千代川	300	-	300	600	600
						大井	250	550	-	550	850	850
					亀岡	250	250	550	-	550	850	850
			篠	300	300	300	300	600	-	600	900	900
		沓掛	300	600	600	600	600	900	-	900	1200	1200
	春日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	長岡京	300	-	650	950	950	950	1250	-	1250	1550	1550
大山崎	100	350	-	700	1000	1000	1000	1300	-	1300	1600	1600

## 二 大型車

												丹波
											園部	400
										八木西	-	-
									八木中	400	800	800
								八木東	-	-	-	-
							千代川	400	-	400	800	800
						大井	350	750	-	750	1150	1150
					亀岡	350	350	750	-	750	1150	1150
			篠	400	400	400	400	800	-	800	1200	1200
		沓掛	400	800	800	800	800	1200	-	1200	1600	1600
	春日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	長岡京	400	-	900	1300	1300	1300	1700	-	1700	2100	2100
大山崎	150	500	-	1000	1400	1400	1400	1800	-	1800	2200	2200

## ホ 特大車

												丹波
											園部	700
										八木西	-	-
									八木中	700	1400	1400
								八木東	-	-	-	-
							千代川	700	-	700	1400	1400
						大井	550	1250	-	1250	1950	1950
					亀岡	550	550	1250	-	1250	1950	1950
			篠	700	700	700	700	1400	-	1400	2100	2100
		沓掛	700	1400	1400	1400	1400	2100	-	2100	2800	2800
	春日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	長岡京	650	-	1550	2250	2250	2250	2950	-	2950	3650	3650
大山崎	300	800	-	1650	2350	2350	2350	3050	-	3050	3750	3750

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 大山崎とは京都府乙訓郡大山崎町字円明寺に設置するインターチェンジ及びジャンクションをいう。春日とは京都市西京区大枝西長町に、長岡京とは長岡京市下海印寺岸ノ下にそれぞれ設置するインターチェンジをいう。

(注3) 大山崎インターチェンジ・ジャンクション、春日インターチェンジ及び長岡京インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金については、大山崎インターチェンジ・ジャンクション、春日インターチェンジ及び長岡京インターチェンジの供用開始の日から適用する。

⑳一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))における各区間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

区 間		車 種	普 通 車	大 型 車	特 大 車
全線			810	1,250	2,920
一 部 線	A 区 間		410	630	1,460
	B 区 間		200	310	730

	C 区 間	2 0 0	3 1 0	7 3 0
--	-------	-------	-------	-------

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

(注3) A区間とは、武雄市東川登町大字袴野から長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷までをいい、B区間とは、同県同郡同町折敷瀬郷から佐世保市木原町までをいい、C区間とは、同市木原町から同市大塔町までをいう。

②一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料金の額	1 0 0	1 5 0	2 0 0	2 5 0	4 0 0

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

## (2) 割引制度

### マイレージ割引

#### イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード(西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は西日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程(平成17年10月1日。以下「利用規程」という。)第2条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう(以下同じ。)

#### ロ 割引率

##### (イ) ポイントの付与

###### イ) 高速国道

料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

###### ロ) 本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(24)から(45)までに定める路線(以下「一般有料道路」という。)

料金の額100円毎に1ポイントを付与するものとする。

ただし、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間については、料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

##### (ロ) ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数(別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。)に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

(八) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車(E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。 )。

なお、上記にいう「E T Cコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会社」という。 )が別に定める約款により本割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第2条第1号に規定する車載器(以下「車載器」という。 )を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたE T Cカードという(以下同じ。 )。

ロ 割引率

(イ) 車両単位割引

高速国道について、利用者の自動車1台毎の月間利用額(東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社(以下「2会社」という。 )が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。 )に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%
1万円を超え、3万円までの部分	15%
3万円を超える部分	20%

(ロ) 契約単位割引

高速国道について、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額(2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。 )の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額(2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。 )が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10%の割引を行う。

E T C前納割引

イ 割引をする自動車

E T Cクレジットカード(西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。 )を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により長崎バイパスを通行する全自動車

ロ 割引率

割引率は20パーセント以下とする。

八 適用する期間

平成18年4月1日から西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

## 深夜割引

### イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に高速国道、京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、安来道路、江津道路、高松東道路又は湯浅御坊道路を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所（別添5に定める道路の料金所を含む。以下同じ。）を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

### ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金、京滋バイパスの通行料金、第二京阪道路の通行料金、広島岩国道路の通行料金、安来道路の通行料金、江津道路の通行料金、高松東道路の通行料金又は湯浅御坊道路の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、江津道路、高松東道路又は湯浅御坊道路を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額、京滋バイパスの割引後の算出額、第二京阪道路の割引後の算出額、広島岩国道路の割引後の算出額、江津道路の割引後の算出額、高松東道路の割引後の算出額及び湯浅御坊道路の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

### ハ その他

（イ）第二京阪道路、安来道路及び江津道路については西日本高速道路株式会社が別に定める日から割引を適用する。

なお、当該割引の適用は、社会経済状況等を勘案し、必要な調整等を行った上で行うものとする。

（ロ）広島岩国道路、安来道路、江津道路、高松東道路及び湯浅御坊道路については、平成18年4月1日（安来道路及び江津道路については（イ）に定める日）から平成23年3月31日まで割引を適用する。

なお、当該割引の適用に当たっては、採算性が厳しいことを踏まえ、毎年度、翌年度以降の割引適用の可否について、検討した上で、貸付料の支払いに支障のない場合に実施するものとする。

## 通勤割引

### イ 割引をする自動車

（1）イ（イ）に定める対距離制を適用する区間、広島岩国道路、安来道路、江津道路、高松東道路、長崎バイパス又は湯浅御坊道路のうち、100キロメートル以内の区間（距離を算出するに当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互区間のキロ程に、別添5に定める道路の路線区間のキロ程を合算するものとする。）の通行（別添2に定める区間のみの通行を除く）を行い、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

この場合、上記の自動車が通勤割引（2会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

ただし、下記の場合は、この限りでない。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に（1）ロに定める均一制を適用する区間を含む場合。

中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路、中国横断自動車道尾道

松江線の松江玉造インターチェンジと安来道路若しくは中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジ、安来道路及び中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジを連続して通行する場合。

四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道内海大洲線の大洲北只インターチェンジを連続して通行する場合。

九州横断自動車道長崎大分線の長崎多良見インターチェンジと長崎バイパスを連続して通行する場合

#### ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間の通行料金、広島岩国道路の通行料金、安来道路の通行料金、江津道路の通行料金、高松東道路の通行料金又は湯浅御坊道路の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と広島岩国道路、江津道路、高松東道路又は湯浅御坊道路を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額、広島岩国道路の割引後の算出額、江津道路の割引後の算出額、高松東道路の割引後の算出額及び湯浅御坊道路の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

長崎バイパスについて、上記にかかわらず、割引後の料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

区 間	車 種	軽自動車等	普通車	大型車	特大車
全 線		170	280	430	1000
A区間		100	180	280	650

なお、別添2に定める区間を含む通行については、下記の計算式により算出された額に1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)を乗じた額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$(LR + L'1R'1 + 150) \times 0.5 + L'2R'2$$

(注)上記式においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : (1)イ(ロ)Bに定める区間を除く普通区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1 : 関門特別区間又は(1)イ(ロ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位:キロメートル)

R : (1)イ(ロ)Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1 : 関門特別区間又は(1)イ(ロ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

#### ハ その他

(イ)安来道路、江津道路及び長崎バイパスについては西日本高速道路株式会社が別に定める日から割引を適用する。

なお、当該割引の適用は、社会経済状況等を勘案し、必要な調整等を行った上で行うものとする。

(ロ)広島岩国道路、安来道路、江津道路、高松東道路、長崎バイパス及び湯浅御坊道路については、平成18年4月1日(安来道路、江津道路及び長崎バイパスについては(イ)に定める日)から平成23年3月31日まで割引を適用する。

なお、当該割引の適用に当たっては、採算性が厳しいことを踏まえ、毎年度、翌年度以降の割引適用の可否について、検討した上で、貸付料の支払いに支障のない場合に実施するものとする。

#### 早朝夜間割引

#### イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

(1) イ(イ)に定める対距離制を適用する区間のうち、別添2に定める区間、京滋バイパス若しくは第二京阪道路の全部又は一部を含む100キロメートル以内の区間(距離を算出するに当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互区間のキロ程に、別添5に定める道路のキロ程を合算するものとする。以下同じ。また、西日本高速道路株式会社が別に定める日から、近畿自動車道松原那智勝浦線の対距離制を適用する区間において、同路線の(1)ロに定める均一制を適用する区間の全部又は一部と連続して通行する場合に限り、岸和田和泉インターチェンジから一律9.1キロメートルを加算した100キロメートル以内の区間もこの区間に含めるものとする。)を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

(ロ) 均一制を適用する区間

(1) ロに定める均一制を適用する区間を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間の通行料金、京滋バイパスの通行料金、第二京阪道路の通行料金又は(1)ロに定める均一制を適用する区間の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と京滋バイパス又は第二京阪道路を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額、京滋バイパスの割引後の算出額及び第二京阪道路の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

ハ その他

第二京阪道路については西日本高速道路株式会社が別に定める日から割引を適用する。

なお、当該割引の適用は、社会経済状況等を勘案し、必要な調整等を行った上で行うものとする。

また、当該割引の適用に当たっては、採算性が厳しいことを踏まえ、毎年度、翌年度以降の割引適用の可否について、検討した上で、貸付料の支払いに支障のない場合に実施するものとする。

企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

一般国道165号及び166号(南阪奈道路)、南阪奈有料道路及び近畿自動車道松原那智勝浦線と併せて利用する場合のETC連続利用割引(以下「ETC連続利用割引」という。)

イ 割引をする自動車



一般国道165号及び166号(南阪奈道路)(以下「南阪奈道路」という。)の葛城インターチェンジから羽曳野東インターチェンジまでの区間において流出入し、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を全線利用し、かつ、近畿自動車道松原那智勝浦線美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの全区間を連続して利用する自動車のうち、ETCシステムを利用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ただし、太子料金所、太子本線料金所、羽曳野東料金所又は大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路美原東料金所において無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、当該料金所において無線通信により通行したものとみなす。)

なお、当該ETC連続利用割引については、上記の自動車について、南阪奈道路及び南阪奈有料道路において同様のETC連続利用割引の適用を受けている場合に限る。

□ 割引率

通行区分	割引率
羽曳野東インターチェンジにおいて流出入した場合	約7パーセント
太子インターチェンジにおいて流出入した場合	約10パーセント
葛城インターチェンジにおいて流出入した場合	20パーセント

障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付を受けている療育手帳(以下「手帳」という。)に、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

□ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

乗合型自動車(定期路線)割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受

けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

□ 割引率

割引率は30パーセントとする。

乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により一般有料道路を通行する別添1-1、別添1-2、別添1-3又は別添1-4に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法の定めに基づき乗合旅客の運送を行うもの。

□ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成18年4月1日から西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

通学割引

イ 割引をする車両

京奈道路において、別添1-2に掲げる自転車のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に在学するものが、通学のために通行するもの。

□ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

割引相互間の適用関係

イ 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ETC前納割引又はETC連続利用割引に限るものとし、ETC連続利用割引については障害者割引を適用する前の料金に対して割引を適用し、マイレージ割引及びETC前納割引については障害者割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ロ 一の通行が深夜割引、通勤割引又は早朝夜間割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ マイレージ割引、大口・多頻度割引、ETC前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、ETC連続利用割引及び乗合型自動車（定期路線）割引相互間の重複適用関係は別添6のとおりとする。

（3）高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

□ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(4) 西日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

(1) イ(イ)に定める区間と他の会社が管理する高速自動車国道(均一制を適用する区間を除く)を連続して通行する場合の料金の額は、(1)イ(ハ)イ)Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(5) その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

## 2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月15日までとする。

## 自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ク 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

## 自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ク 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
軽車両等	レ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車
	ロ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
	ハ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車

## 自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	ヨ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ又はルに該当するものを除く。）

## 自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとのけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ及びルに該当するものを除く。）
	カ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	コ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）

## 大都市近郊区間

路線名	区間
中央自動車道 西宮線	大津インターチェンジから 西宮インターチェンジまで
近畿自動車道 名古屋神戸線	宇治田原インターチェンジから 川西インターチェンジまで
中国縦貫自動車道	中国吹田インターチェンジから 西宮北インターチェンジまで

























## 別添 4

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
200	300	250
250	350	300
300	400	350
350	500	450
400	550	500
450	600	600
500	650	650
550	750	750
600	800	800
650	850	850
700	950	950
750	1,000	1,000
800	1,050	1,050
850	1,150	1,150
900	1,200	1,200
950	1,250	1,250
1,000	1,300	1,350
1,050	1,400	1,400
1,100	1,450	1,450
1,150	1,500	1,500
1,200	1,600	1,600
1,250	1,650	1,650
1,300	1,700	1,700
1,350	1,800	1,800
1,400	1,850	1,850
1,450	1,900	1,900
1,500	1,950	2,000
1,550	2,050	2,050
1,600	2,100	2,100
1,650	2,150	2,200
1,700	2,250	2,250

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
1,750	2,300	2,300
1,800	2,350	2,400
1,850	2,450	2,450
1,900	2,500	2,500
1,950	2,550	2,600
2,000	2,600	2,650
2,050	2,700	2,700
2,100	2,750	2,800
2,150	2,800	2,850
2,200	2,900	2,900
2,250	2,950	3,000
2,300	3,000	3,050
2,350	3,100	3,100
2,400	3,150	3,200
2,450	3,200	3,250
2,500	3,250	3,300
2,550	3,350	3,400
2,600	3,400	3,450
2,650	3,450	3,500
2,700	3,550	3,600
2,750	3,600	3,650
2,800	3,650	3,700
2,850	3,750	3,800
2,900	3,800	3,850
2,950	3,850	3,900
3,000	3,900	4,000
3,050	4,000	4,050
3,100	4,050	4,100
3,150	4,100	4,150
3,200	4,200	4,250
3,250	4,250	4,300
3,300	4,300	4,350





別添 6

障害者割引を除く割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ						
大口	×	大口					
前納	×	×	前納				
深夜				深夜			
通勤				×	通勤		
早朝				×	×	早朝	
三線							三線
路バス	×		×				路バス

(注) 「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「早朝」、「三線」及び「路バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、E T C連続利用割引及び乗合型自動車(定期路線)割引を指すものとし、縦と横の交点の記号が、 は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	E T C連続利用割引
2	深夜割引、早朝夜間割引又は通勤割引
3	乗合型自動車(定期路線)割引
4	E T C前納割引、大口・多頻度割引又はマイレージ割引